

# 岐阜県公報

号外(三) 令和四年四月一日

## 目次

### 告示

指定納付受託者の指定

(地域振興課)

ページ

ふるさとぎふ振興寄付金に係る寄附金の収納事務の委託

(同)

二

指定納付受託者の指定

(デジタル戦略推進課)

二

### 訓令

岐阜県鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

(情報システム課)

二

## 告示

岐阜県告示第百四十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

| 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地            | 指定納付受託者の指定をした日 | 指定納付受託者に納付させる歳入           | 指定納付受託者に歳入を納付させる期間             |
|------------------------------------|----------------|---------------------------|--------------------------------|
| 株式会社十六カード<br>岐阜市神田町七番二二<br>号       | 令和四年四月一日       | ふるさとぎふ振興<br>寄付金に係る寄附<br>金 | 令和四年四月一日<br>から令和五年三月<br>三十一日まで |
| 株式会社トラストバン<br>ク                    | 同右             | 同右                        | 同右                             |
| 東京都渋谷区渋谷二丁<br>目二四番二二号              | 同右             | 同右                        | 同右                             |
| SBヘイメントサービ<br>ス株式会社                | 同右             | 同右                        | 同右                             |
| 東京都港区海岸一丁目<br>七番一号                 | 同右             | 同右                        | 同右                             |
| Paypay株式会社<br>東京都千代田区紀尾井<br>町一番三二号 | 同右             | 同右                        | 同右                             |
| 楽天グループ株式会社                         | 同右             | 同右                        | 同右                             |

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号

岐阜県告示第百四十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、ふるさとぎふ振興寄付金に係る寄附金の収納事務を次のとおり委託したため、同条第二項の規定により告示する。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

受託者の名称及び住所

受託期間

株式会社ゆうちょ銀行

東京都千代田区大手町二丁目三番一号

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番二号

同右

株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目二番一号

同右

楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号

同右

岐阜県告示第百四十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたため、同条第二項の規定により告示する。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

指定納付受託者の指定をした日

指定納付受託者に納付させる歳入

指定納付受託者に歳入を納付させる期間

株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷二丁目二四番二号

令和四年四月一日

岐阜県オンライン申請システムの各種手続における申請手数料等

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十五号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県鍵情報等管理規程(平成十四年岐阜県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総務部情報システム課長」を「清流の国推進部デジタル推進局情報システム課長」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社